b　地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

c　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

(ロ)　地熱発電設備（イの(ハ)に掲げるものを除く。）

ニ　水力発電設備（イの(ロ)に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）を乗じて得た額とする。

(9)　農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その農地中間管理権の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

イ　対象を農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内にある一定の農地とする。

ロ　農地中間管理権の存続期間が十五年以上である一定の農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度間（改正前は五年度間）は、その価格の二分の一の額とする。

(10)　農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があった地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に農地中間管理機構が取得する一定の機械装置等を加えた上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

(11)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の改修期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の十一関係)

イ　対象を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき証明がされた一定のものとする。

ロ　当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額（当該額が当該改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前は三分の一）に相当する額を減額する。

(12)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

イ　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を令和十八年三月三十一日まで延長する。(附則第十四条関係)

ロ　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ハ　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和九年度までに新たに固定資産税が課されるものとする。(附則第十五条関係)

ニ　首都直下地震対策特別措置法に規定する首都直下地震緊急対策区域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ホ　水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ヘ　水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、浸水被害軽減地区の指定期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ト　都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

チ　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の八関係)

リ　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九関係)

ヌ　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九関係)

ル　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九関係)

ヲ　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九の二関係)

ワ　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九の二関係)

カ　建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の十関係)

(13)　次のとおり課税標準の特例措置等を改める。

イ　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

(イ)　木竹を原材料として製造される燃料を製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の六分の五（改正前は四分の三）の額とする。

(ロ)　脂肪酸メチルエステルを製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の四分の三（改正前は三分の二）の額とする。